



阪空運第5044号
平成28年12月9日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会
会長 下枝 堯 殿

国土交通省大阪航空局長
干 山 善 幸



飛行自粛等に関する警備協力の依頼について
(日露首脳会談関連)

標記について、山口県警察本部長から別添（平成28年12月9日付）の
とおり協力依頼がありましたので、趣旨了知の上、傘下会員に対し周知方願いま
す。

平成28年12月9日

国土交通省大阪航空局長 殿

山口県警察本部長



飛行自粛等に関する警備協力の依頼について

平素は、警察行政、特に各種警備に伴う諸対策につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新聞等で報じられているとおり、12月15日（金）、16日（土）、ロシア連邦ウラジーミル・プーチン大統領が山口県を訪問され、同県長門市において日露首脳会談を行う予定となっております。

同訪問は、両国間における平和条約締結等、北方領土問題の進展が期待されるなど、歴史的会談として国内外の注目度が極めて高いことから、警察といたしましては、警備の万全を図るため、各種警備諸対策を推進しているところであります。

つきましては、本警備の重要性をご理解の上、航空機による不測の事態の発生を防止するため、下記のとおり飛行自粛について、ご協力をお願い致します。

記

1 飛行自粛要請施設

(1) 山口宇部空港

(山口県宇部市沖宇部625番地)

※ 世界測位 北緯33度55分43秒 東経131度16分35秒

(2) 大谷山荘

(山口県長門市深川湯本2208番地)

※ 世界測位 北緯34度19分22秒 東経131度10分39秒

2 警護沿道

別紙のとおり

3 飛行自粛要請日時及び区域

(1) 飛行自粛要請日時

前記いずれも平成28年12月15日（木）午前11時から

同 月 16日（金）午前11時までの間

(2) 飛行自粛要請区域

ア 前記1(1)は中心（世界測位点）から半径3km以内、高度3,000ft以下

イ 前記1(2)は中心（世界測位点）から半径3km以内、高度2,500ft以下

ウ 前記2は、いずれも沿道両側端から1km以内、高度3,000ft以下

阪空運第5188号

28.12-9

大阪航空局

4 飛行自粛除外機

- (1) 警戒のために飛行する警察航空機
- (2) 緊急用務で飛行する消防防災、救難及び救急医療用航空機
- (3) 山口宇部空港を離発着する定期便
- (4) その他、緊急やむを得ない飛行を要するため、あらかじめ山口県警察本部に通報のあった航空機

通報連絡先

山口県警察本部 警護警備実施本部

電話（代）083-933-0110 内線 6511・6512

本件担当

山口県警察本部 警備部警備課

電話（代）083-933-0110 内線 5960・5961

別紙

飛行自肅路線

番号	路線名	経路		
①	中国自動車道	小郡 I C	～ 美祢 J C T ・ 美祢 I C ・ 美祢西 I C ・ 下関 J C T ・ 小月 I C ～	小月 I C
②	山陽自動車道	宇部 J C T	～ 宇部本線 I C ・ 小野田 I C ・ 埴生 I C ～	下関 J C T
③	県道 2 2 0 号	山口宇部空港	～	大沢西交差点
④	国道 3 1 6 号	国行交差点	～ 於福交差点 ・ 湯本交差点 ～	板持交差点
⑤-1	国道 1 9 0 号	大沢西交差点	～	西中町交差点
⑤-2		東須恵交差点	～	長田屋橋交差点
⑥-1	県道 6 号	大沢西交差点	～ 宇部 J C T ～	小郡 J C T
⑥-2		西中町交差点	～	東須恵交差点
⑦	県道 7 1 号	長田屋橋交差点	～	小野田 I C
⑧	国道 4 9 1 号	小月 I C	～	上岡枝交差点
⑨	県道 6 5 号	西厚保交差点	～	豊田下交差点
⑩	県道 3 3 号	吉則下交差点	～	西厚保交差点
⑪	国道 4 3 5 号	秋吉交差点	～ 美祢 I C ・ 国行交差点 ・ 吉則下交差点 ～	中畑交差点
⑫	国道 2 4 0 号	山露交差点	～	曾根交差点
⑬	県道 3 4 号	上岡枝交差点	～ 豊田下交差点 ・ 中畑交差点 ・ 湯本交差点 ・ 板持交差点 ～	仙崎交差点
⑭	県道 3 1 号	秋吉交差点	～ 門村交差点 ～	於福交差点
⑮	県道 3 6 号	門村交差点	～	下中小野交差点
⑯	国道 1 9 1 号	下中小野交差点	～	仙崎交差点

飛行自肅路線沿道

